

**第二次指宿市総合振興計画後期基本計画（案）に対する  
ご意見等とそれに対する市の考え方**

No.	意見等の概要	意見等に対する市の考え方
1	<p>目次</p> <p>第1部の「序論」は、「基本的枠組」などを変更したらどうか。</p> <p>理由:「序論」の内容は、「策定の趣旨」、「役割」、「構成」、「期間」など、振興計画の「枠組」そのもので成っているため。</p> <p>また、「序論」は既に計画の「本題」であり、「お話の本題は次の章からです」的な誤解を与えかねない表現を避けた方が良いため。</p>	<p>ご意見の内容を踏まえ、「序論」を「はじめに」へ修正いたします。</p>
2	<p>目次</p> <p>第2部の「基本構想」は、「理念と目標」などとしたらどうか。</p> <p>理由:「構想」とは辞書等によれば「これからしようとする物事について、その内容・規模・実現方法などを考えて、骨組みをまとめること・・・」、また、「ものごとの全体としての内容、それを実現するための方法などについて、考えをめぐらし組み立てること・・・」とある。</p> <p>一方、振興計画は現時点においては「既に来上がったもの」であり、また、「構想」部分は振興計画の「一部」として組み込まれており振興計画の「全体を俯瞰したものにはなっていない」と言える。</p> <p>更に、「構想」部分には、「理念」、「目標」、「方針」などと振興計画の核心項目が並んでいることから、「構想」という青写真的なイメージの用語ではなく、もっと分かりやすく市民に訴えるタイトルにした方が良いため。</p>	<p>頂いたご意見は、次期計画策定時の参考にさせていただきます。</p>
3	<p>目次の次ページ P10～P11</p> <p>最上段のタイトル「第二次指宿市総合振興計画の構成 基本計画 体系図」は、単に「第二次指宿市総合振興計画の構成」で良くないか。</p>	<p>ご意見の内容を踏まえ、「第二次指宿市総合振興計画後期基本計画の構成」へ、修正いたします。</p>
4	<p>序論 P6</p> <p>タイトルに「第1章 計画策定の趣旨」とあるが、「第1章 総合振興計画策定の趣旨」とした方が良くないか。</p> <p>理由:現状では「総合振興計画」の「計画」のこ</p>	<p>ご意見のとおり、修正いたします。</p>

**第二次指宿市総合振興計画後期基本計画（案）に対する  
ご意見等とそれに対する市の考え方**

No.	意見等の概要	意見等に対する市の考え方
	とか「基本計画」のそれか、字面だけでは区別がつかないため。	
5	序論 P4 4行目の「策定に及び議会」は「策定に議会」の誤植ではないか。	ご指摘の部分は「策定および議会」に修正いたします。
6	基本構想 P13 「P13あるいは P14の最初」あるいは一番最初の「市長あいさつ」のところに、次のような説明を入れる必要はないか。 ・「基本構想(枠組?)」は、平成28年度の「第二次指宿市総合振興計画」の策定時に「10か年計画」として決めました。なお、今回の「後期基本計画」の策定に当たり、その後の人口など変化のあった個別事項については最新のデータに置き換えることとします。 理由:「基本構想(枠組?)」を構成している「基本理念」や「基本目標」は、本来、改訂すべき性格のものではない。	ご意見の内容を踏まえ、序論 P8の前段に以下の文言を追記いたします。 (追加記載分) 「後期基本計画の策定にあたっては、前期基本計画の進捗状況、次の1～7に記載する本市を取り巻く社会・経済・環境等の変化を適切に捉えるとともに、総合戦略との整合性を図りながら策定に臨むこととします。」
7	第3部第2章 P65 「池田湖底層水の無酸素状態を改善するため、関係機関と連携して対策に取り組みます」は、「池田湖の水質環境を保全するため、関係機関と連携して取り組みます」に変更されたらどうか。 理由:池田湖は、最大水深233m と我が国第4位の深さであり、湖水の面積は約11k m <sup>2</sup> で外輪山に囲まれているため吹送流による湖水の攪乱はさほど期待できず、集水域からの流入水量・湖外への流出水量も小さいため湖水の滞留期間も長い。このため、水温躍層が形成されると、条件の良い気候に恵まれないと湖水の全循環も生じない。すなわち、底層水の無酸素状態は池田湖の水理環境特性の一つと言える。 むしろ、池田湖の富栄養化度は、環境省生物多様性センターのモニタリングサイト1000によれば、中栄養とされていることから、水質環境の保全に当たっては、まずは陸域からの汚	ご意見のとおり、修正いたします。

**第二次指宿市総合振興計画後期基本計画（案）に対する  
ご意見等とそれに対する市の考え方**

No.	意見等の概要	意見等に対する市の考え方
	<p>濁負荷量の削減等に注力すべきで、その意を含んだ文言とすべきと考える。</p>	
8	<p>P174, P175            第五章【教育文化】郷土を愛し未来を拓くこころ            ゆたかな人材を育むまち            9.人権の尊重            基本計画案に目を通し、市民にとって親しみやすく分かりやすい上に、きめ細かく示され、指宿市の住人として、住んでいる事に喜びが持てる内容で感謝しています。            また、人権擁護機関に関係する人権擁護委員をさせてもらっているのですが、活動する上でも、このように分かりやすく明示していただけいているお陰で市民の皆様のご理解も得やすく、啓発活動がスムーズに行えていることに感謝します。            この基本計画をご覧になった、他地域の人権擁護委員の方からも、指宿の人権意識の高さを感じる内容であるとの言葉も聞くことができました。            いつも様々な取り組みに感謝しています。ありがとうございます。</p>	<p>人権擁護委員の皆様には、市の人権教育啓発事業において、日頃からご協力いただき感謝申し上げます。            本市は、まちづくりを進めるための基本理念の1つに『「一人ひとりが輝く」まちづくり～いのちと人権の尊重～』を掲げております。「みんなが仲良く暮らせるまち指宿市」を実現するため、市民一人ひとりが人権の主体者であることと個性の違いを豊かさとして認め合い、いのちと人権を尊重するまちづくりをより推進していきたいと思えます。</p>

第二次指宿市総合振興計画後期基本計画（案）に対する  
ご意見等とそれに対する市の考え方

No.	意見等の概要	意見等に対する市の考え方